

健康科学大学健康科学部同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、健康科学大学健康科学部同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を健康科学大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、健康科学大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 会員名簿・会報その他の作成・発行
- ② 親睦会、研究会、研修会、講演会などの開催
- ③ 健康科学大学発展のための事業
- ④ その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

2 正会員は、健康科学大学健康科学部を卒業し、会費を納めた者とする。

3 準会員は、健康科学大学健康科学部の卒業生とする。

4 特別会員は、健康科学大学の教職員、ならびに退職した教職員で、本会の趣旨に賛同する者とする。

5 準会員及び特別会員は、総会における議決権、選挙権を有しない。

(会員失格事由)

第6条 本会の会員は次の事由によってその資格を失う。

- ① 死亡
- ② 除名

(除名)

第7条 会員に本会に対して著しい不都合があった場合は、役員会の議決を経て除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 1名
 - ③ 執行部役員 若干名
 - ④ 会計 2名
 - ⑤ 監事 2名
- 2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 役員は、正会員の中から総会において選出する。

- ① 会長は、役員の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
 - ② 副会長は、役員の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
 - ③ 執行部役員は、役員の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
 - ④ 会計は、役員の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
 - ⑤ 監事は、役員の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
- 2 顧問は、特別会員の中から会長が委嘱できるものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の際には、その仕事を代行する。
- ③ 執行部役員は、本会則所定の重要事項を審査し、監事・会務の執行及び会員相互の連絡調整にあたる。
- ④ 会計は、本会の収支の会計を掌る。
- ⑤ 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 顧問を除く役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は最高の意思決定機関である。
- 3 総会は、毎年1回これを開く。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開くことができる。
- 4 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 5 総会の議事は、議長を除く第5条に定める会員の内、総会に出席した正会員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 6 総会への出席は、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 7 総会は、次の事項について審議する。
 - ① 決算および予算に関する事項
 - ② 役員の変更に関する事項
 - ③ 会則の変更に関する事項
 - ④ 事業計画に関する事項
 - ⑤ その他本会の運営に関する重要事項

(役員会)

- 第14条 役員会は第8条の役員をもって構成し、会長が招集し議長となる。
- 2 役員会は過半数の役員の出席を要し、議決は出席者（欠席役員の書面表決含む）の過半数の同意を必要とする。

第5章 会計

(会計)

- 第15条 本会に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以って当てる。
- 2 会費は永久会費とし、3,000円を入会時に納入するものとし、すでに納入した会費は原則としてこれを返還しない。
 - 3 前項のほか、本会の運営が困難となった時には会費を臨時徴収することができる。
 - 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 - 5 本会の予算および決算は、その案を役員会において作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計報告)

- 第16条 会計報告は総会時に行い、総会を欠席した会員に対してはホームページまたは会報により行う。

第6章 役員の手当

(役員報酬)

- 第17条 役員手当等は次のとおりとする。
- ① 役員会会議手当：1回/2,000円
 - ② 行事参加手当：1日参加/4,000円 半日参加/2,000円
 - ③ 役員会で必要とした他団体が主催する会議及び研修に参加した時 行事参加と同額の手当を支払う。
 - ④ 交通費に関しては、実費全額を負担する。
 - ⑤ 宿泊費に関しては、10,000円を上限とする。ただし、外部講師の場合はこの限りではない。
 - ⑥ 当日スタッフに対し、日当、交通費等を支払うことができる。
 - ア スタッフに支払う日当は、1日4,000円、半日2,000円とする。
 - イ 交通費は、自家用車利用の場合、一律500円と駐車場代、公共交通機関

- 利用の場合、実費とする。
- ウ 昼食代は 1,000 円を上限とする。
- ⑦ 講師等との打ち合わせに関して、要した費用（飲食代を除く）は、講師等と担当理事の全額を本会が負担する。

第7章 講演会及びセミナーについて

（講演会及びセミナー）

第18条 講演会・セミナーに関し必要な事項を次のとおり定める。

- ① 講師への謝礼・講演料は以下を基本とする。
 - ア 会員 10,000 円/90分
 - イ 外部講師 20,000 円/90分
- 2 外部講師に関しては、役員会の決定に基づき、講師個々の状態に合わせて謝礼・講演料を支払うことができる。
- 3 消費税、交通費、食費、宿泊費などの必要経費が発生した場合には、上記とは別に本会が負担する。
- 4 交通費に関しては、実費全額を負担する。
- 5 宿泊費に関しては、10,000 円を上限とする。ただし、外部講師の場合はこの限りではない。
- 6 当日スタッフに対し、日当、交通費等を支払うことができる。
 - ① スタッフに支払う日当は、1 日 4,000 円、半日 2,000円とする。
 - ② 交通費は、自家用車利用の場合、一律 500 円と駐車場代、公共交通機関利用の場合、実費とする。
 - ③ 昼食代は 1,000 円を上限とする。
- 7 講師等との打ち合わせに関して、要した費用（飲食代を除く）は、講師等と担当理事の全額を本会が負担する。

第8章 改廃

（会則の改廃）

第19条 会則の改廃は、総会で審議し、出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

第9章 情報の管理

（著作権）

第20条 本会が発行する会員名簿及び会報には著作権を持たせ、情報の漏洩防止に努める。

附則

この会則は、平成22年3月13日から施行する。

附則

この会則は、令和4年6月1日から施行する。